

# 公 告

下記のとおり賃借権の設定等をしたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定による利害関係人の意見聴取のため、縦覧に供します。

当該土地に係る利害関係人は、当該賃借権の設定等について、縦覧期間満了の日までに理事長あてに意見を提出することができます。

令和5年5月22日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団  
(岡山県農地中間管理機構)  
理 事 長 森 下 慎

## 記

- (1)縦覧期間 令和5年5月22日(月)から令和5年5月29日(月)まで  
(機構ホームページ掲載)
- (2)提出方法 持参又は郵便等  
(縦覧期間満了の日までに必着のこと。書留郵便、配達記録便その他これに準じる方法によるものに限る。)
- (3)提出期間 縦覧の期間中(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (4)提出先 〒703-8278 岡山市中区古京町一丁目7番36号  
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団  
農地中間管理機構業務推進本部

※ 利害関係人とは、機構が賃借権の設定等を行う農用地等のある地区(大字、集落)において、借受け等を希望する者及び当該地区の実情を熟知する者(集落の代表者等)のことをいいます。

整理番号	賃借権の設定等を行う農用地等				貸借期間(年)	備 考
	市町村	大字	字	地番		
1	備前市	佐山	北池田	135	3	
2	備前市	佐山	北池田	149	3	
3	備前市	佐山	下佃	4765	3	
4	備前市	佐山	下佃	4767	3	
5	備前市	佐山	下佃	4768	3	
6	赤磐市	穂崎	正免	822	10	
7	笠岡市	カブト東町		61	3	
8	笠岡市	カブト東町		62	3	
9	笠岡市	西大島	浜	4525	5	
10	笠岡市	西大島	浜	4473-1	5	
11	浅口市	金光町佐方		3345	15	
12	真庭市	下中津井	ニツニコ	3494	20	
13	真庭市	下中津井	峠下	3495	20	
14	真庭市	下中津井	峠下	3499	20	
15	真庭市	江川	愛宕	471	3	
16	真庭市	下中津井	ニツニコ	3563-1	20	
17	真庭市	田原	田中	809	20	
18	勝央町	植月北	島崎	1476-1	5	
19	勝央町	植月北	島崎	1483-2	5	
20	奈義町	滝本	有宗東	58	10	
21	奈義町	滝本	有宗	146-1	10	

整理 番号	賃借権の設定等を行う農用地等				貸借 期間 (年)	備 考
	市町村	大字	字	地番		
22	奈義町	滝本	有宗	146-2	10	
23	奈義町	滝本	隠居ヤ	1873-8	10	
24	奈義町	滝本	井ノ前	1000	10	
25	奈義町	滝本	井ノ前	1001	10	
26	奈義町	滝本	井ノ前	1002	10	
27	奈義町	滝本	岡	251	10	
28	奈義町	滝本	野	1715-1	10	
29	奈義町	滝本	野	1716-1	10	
30	奈義町	滝本	野	1718-1	10	
31	奈義町	皆木	膳棚上森ノ下モ	493-1	3	
32	奈義町	皆木	黒見	1001-1	3	
33	奈義町	皆木	黒見	1001-2	3	
34	奈義町	上町川	畦高	335-1	10	
35	奈義町	上町川	下畦高	335-2	10	
36	奈義町	上町川	戸井手	771-1	10	
37	奈義町	上町川	戸井手	772-1	10	
38	奈義町	上町川	池之谷	1618-1	10	
39	奈義町	滝本	宮ヶハナ	565	10	
40	奈義町	広岡	西谷	644-1	10	
41	奈義町	広岡	西谷	650	10	
42	奈義町	広岡	西谷	651	10	
43	奈義町	広岡	西谷	652	10	
44	奈義町	西原	黒川野	332-1	10	
45	奈義町	西原	黒川野	337-1	10	